

顧客各位

登録番号：関東財務局長第7号

(株) フルウェル インシュアランス ブローカーズ

〒100-8601 東京都千代田区大手町二丁目3番2号 20階

TEL (03) 6285-7456 FAX (03) 6285-7594

自己の立場に関する事項について

1. 本書面について

本書面は、弊社の立場を正しくご理解して頂くため保険業法により交付が義務づけられているものです。従って、本書面に記載された事項は重要ですので、必ずお目通し頂き、内容を十分ご理解下さるようお願い申し上げます。

2. 弊社の立場について

(1) 弊社は保険業法に基づいて登録された保険仲立人です。

(2) 弊社の業務内容

- ① 弊社は、貴社と保険会社の間で立って、貴社の保険の要望に沿った保険商品を手に入れるよう尽力します。
- ② 弊社は、貴社が保険会社との間で締結する保険契約の仲介（保険についてのアドバイス、保険内容の交渉、保険会社の斡旋、保険契約の締結手続又は保険契約の維持・管理に係る貴社の事務の代行等）を行います。
- ③ 弊社は、保険契約の締結、保険契約の変更・解除の申出の受領、保険料の領収若しくは返還、保険契約についての告知・通知の受領、事故の際の保険会社への補償責任の有無の判断及びてん補額の決定や保険証券の発行の業務について、保険会社から委託を受けておらず、これらの業務を行うことはできません。

従って、例えば、申込み保険契約は、保険会社はその申込みを承諾したときに成立し、保険契約についての告知又は通知は、保険会社に到達したときに有効となります。又保険料は、保険会社に入金されたときにお支払いがなされたものとなります。

- ④ 弊社の取り扱う保険契約の種類は、損害保険、再保険です。

(3) 弊社の賠償責任

弊社の行う仲介に関し、弊社がその義務を果たさなかったことに直接起因して貴社に損害を与えた場合は、弊社はその損害を賠償します。弊社の義務不履行に直接起因する貴社の損害については、保険会社には責任がありません。

(4) 仲介手数料

弊社の仲介により成立した保険契約に係る仲介手数料は保険会社から受領し、貴社には請求いたしません。

(5) 貴社の自己責任について

貴社が選択される保険商品及び保険会社の最終決定については、弊社の義務の履行に欠陥がない限り、貴社の責任となりますのでご留意下さい。

(6) 「保険仲立人登録簿」の縦覧について

弊社の保険仲立人登録を確認するため、貴社は関東財務局に備え付けている「保険仲立人登録簿」を縦覧することができます。

(8) 隣接者守秘義務

弊社が業務を貴社に担当は貴社より入手した情報並びに他いかなる情報も他に使用くお願はせたくします。

以上